

小田原市公共建築物における木材の利用の促進に関する方針

(目的)

第1 この方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、神奈川県が定めた「公共施設の木造・木質化等に関する指針」（平成23年12月22日改正）に即して、法第9条第2項に掲げる必要な事項を定める。

元来木材は断熱性、調湿性等に優れているほか、長期間にわたって炭素を貯蔵できる資材であるとともに、再生可能な資源であり、エネルギー源として燃焼しても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えないなどの特性を有している。また市有施設等における小田原産木材を利用した木造化・木質化等を推進することにより、市民にやすらぎとぬくもりのある健康的で快適な公共空間を提供するとともに、循環型社会の構築や地球温暖化の防止、林業・木材産業の振興、森林整備の促進などに資することを目的とする。

(用語の定義)

第2 この方針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「市有施設」とは、市が事業主体となり建築する公共建築物及び工作物をいい、広く市民一般の利用に供されるものをいう。
- (2) 「市有建築物」とは、市有施設である建築物をいう。
- (3) 「市施工土木工事」とは、市が事業主体となり施工する、道路、森林管理道、公園、河川及び下水道等に係る土木工事をいう。
- (4) 「木造化」とは、建築物又は工作物の柱、はり、けた、小屋組み又は壁等の全部又は一部を木造とすることをいう。
- (5) 「小田原産木材」とは、小田原市内で生産された素材並びに当該素材を材料とする製材品及び木製品をいう。
- (6) 「品質認証材」とは、かながわブランド県産木材品質認証制度の定める品質基準を満たし、認証された県産木材をいう。

(市有施設における木材の利用の目標)

第3 市有施設における木材利用促進のための施策に関する目標は次のとおりとする。

(1) 市有施設及び市有建築物は木材利用の促進を図る。

(2) 木材の利用の促進のための施策の具体的方向

ア 市有施設の整備にあたっては、可能な限り木材を利用した方法を採用するよう努める。

イ 市有施設において使用される備品（机、いす、書棚等）及び消耗品（文房具等）については、木材を原材料として使用した物の利用の促進を図る。

ウ 市有施設の利用に適した木材の供給体制の整備、品質の確保、整備に必要な情報の提供を行う。

(3) 木造化を促進すべき市有建築物の範囲

木造化を促進すべき市有建築物の範囲は、建築基準法及びその他関係法令に基づく基準において耐火建築物とすること、又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物とする。

(4) 市有施設において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入を検討する。

(小田原産木材利用の推進)

第4 小田原産木材利用の推進に関する事項は次のとおりとする。

(1) 小田原市が行う市有建築物の整備及び市施工土木工事等については、関係法令や小田原産木材での建築が困難である等の制約を受ける場合を除き、可能な限り小田原産木材を利用するものとする。

(2) 小田原市が行う市有建築物の整備等における小田原産木材の使用にあたっては、可能な限り品質認証材以上の品質、規格、性能を有するものを使用するものとする。

(3) 小田原市が行う市有建築物の整備における小田原産木材の使用にあたっては、素材供給段階における産地証明書を添付させ、小田原産木材であることを竣工検査時に確認するものとする。

(公益法人等への要請)

第5 市は、市関係公社及び公益法人等が行う施設の整備について、この方針の目的を踏まえて、小田原産木材の利用を要請するよう努める。

(PR及び普及)

第6 市は、市有施設及び市施工土木工事における木材の利用の促進の意義等について市民に分かりやすく示すよう努める。

2 市有施設の管理者等は、多くの市民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることのできるよう、関係する木造施設のPR及び普及に努める。

(供給体制の整備及び情報提供)

第7 市は、品質が確保された小田原産木材を安定的に供給できる体制の整備に努めるとともに、小田原産木材利用に関する人材育成、研究及び技術の開発・普及並びに小田原産木材の流通及び製品等に関する情報の収集・分析・提供に努める。

(適用)

第8 この方針は、平成24年2月29日から適用する。